



1 経緯

- ◆令和3年9月、EU側から、日EU双方の共通の関心分野を特定し、協力を推進していく枠組みとして、日EUデジタルパートナーシップの立ち上げを提案。これを受け、非公式ワークショップ等を通じ、調整を行ってきたもの。

2 概要

【目的】

- ◆経済成長を促進し、日EU間の共通の価値及び、特にデータについて、「信頼性のある自由なデータ流通」（DFFT）の重要性に係る共通認識を踏まえ、包摂的で持続可能、人間中心のデジタルトランスフォーメーションを通じた持続可能な社会を達成するため、デジタル分野の協力を前進させること。

【位置づけ】

- ◆既存の枠組みを総括する枠組み。閣僚級の「日EUデジタルパートナーシップ会合」を設置。

【対象分野】

- ◆5G、Beyond 5G／6G技術、AI、半導体サプライチェーン、デジタル・インフラ、DFFTを含むデータ、デジタル貿易、トラストサービス、スキル、中小企業等（対象分野は必要に応じ変更可能）。

【取組の進捗】

- ◆来年の日EU定期首脳協議に報告。

セクション1 背景

- 包括的データ戦略、重点計画、EUデジタル・コンパス等のEU双方のデジタルの政策に言及しつつ、デジタル分野の協力枠組みとしてデジタルパートナーシップを立ち上げ、具体的な成果を目指し作業していくことを確認。DFFTの重要性を確認。

セクション2 人間中心の持続可能なデジタル社会の発展に向けた提携

- 積極的かつ人間中心のデジタル経済・社会へのコミットメントを共有。
- EUデジタルパートナーシップは、インフラ、技能、事業のデジタル・トランスフォーメーション、公共役務のデジタル化を含むデジタル・トランスフォーメーションの主要な側面を扱う。本パートナーシップは、高い水準のプライバシー及びセキュリティを尊重することにより、データの自由な流通を促進し、消費者及び事業の信頼を強化する。
- 同志国との連携や、特に2023年G7会合を日本が主催すること及びこれまでのG7デジタル大臣会合の成果を踏まえ、二国間及びG7、G20、OECD、WTO等多国間の取組の上にグローバルなデジタル経済の機能を改善し、人間中心のデジタル化に活発かつ積極的に取り組んでいく野心を共有。

セクション3 EU間のデジタルパートナーシップの立ち上げ

- 年に1度閣僚級会合（EUデジタルパートナーシップ会合）を実施し、協力の進捗を確認し、次の段階に向けた政治的な指示を与える。
- EUデジタルパートナーシップは、EU間のデジタル分野の協力を総括する枠組みとして、EU・EPAやデジタル政策対話、産業対話、サイバーセキュリティ対話等の既存の枠組みを踏まえ、特定された協力分野の成果を準備する。

セクション4 デジタル協力強化のための優先分野における共同の結果の達成

- 協力の対象分野として、プライバシー、半導体サプライチェーン、5G/Beyond 5G、HPC・量子技術、サイバーセキュリティ、人工知能（AI）、デジタル連結性、オンライン・プラットフォーム、データ（DFFTを含む）、トラスト技術、デジタル貿易、中小企業のデジタル・トランスフォーメーション、国際標準、規制協力等を列挙。
- 対象分野については、閣僚級会合（EUデジタルパートナーシップ会合）を通じて定期的に見直し・更新を行う。

セクション5 デジタルパートナーシップを成功させるための強力なリーダーシップ及び進捗監視

- 閣僚級会合（EUデジタルパートナーシップ会合）に対し、進捗報告を行う。閣僚級会合（EUデジタルパートナーシップ会合）は、優先事項及び次の段階について戦略的な指示を行う。